

～介護保険で利用できるサービス一覧～

※自己負担金のめやすは1割負担の場合です

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄などの『身体介護』や、調理・掃除・洗濯などの『生活援助』を行います。



●自己負担金のめやす

身体介護中心（20分以上30分未満）	2 4 4 円
生活援助中心（20分以上45分未満）	1 7 9 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院のための乗車・降車の介助（1回）	9 7 円
--------------------	-------

※移送にかかる費用は別途負担が必要です。

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

●自己負担金のめやす【1回】

要介護	1,266円
要支援	856円



訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。

●自己負担金のめやす

1回	308円程度
----	--------

※20分間リハビリテーションを行った場合

●自己負担金のめやす【30分未満の場合】

訪問看護ステーションから	471円
病院または診療所から	399円

※早朝・夜間・深夜、緊急時や特別な管理を必要とする場合などは加算があります。

●自己負担金のめやす【1回】

医師の指導（月2回まで）	515円
歯科医師の指導（月2回まで）	517円



【身体介護の例】

- ・食事や入浴の介助、衣類の着脱の介助
- ・オムツの交換、排泄の介助
- ・洗髪、つめ切り、身体の清拭
- ・通院・外出の付き添い など

【生活援助の例】

- ・食事の準備や調理
- ・衣類の洗濯や補修、掃除や整理整頓
- ・生活必需品の買い物、薬の受け取り など

通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設に日帰りで通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1回】

【通常規模の事業所】
（7時間以上8時間未満の場合）※送迎を含む

要介護1～5	658円～1,148円
--------	-------------

※個別の機能訓練を行った場合や入浴などの加算があります。
※食費、日常生活費は別途負担があります。

要支援1・2の人（総合事業）

要支援1・2の人の利用料は、現行・緩和の
別で料金が変わります。

【現行】●月4回以上の利用	1,798円～/月
●月8回以上の利用	3,621円～/月

※現行のサービスには送迎・入浴を含みます。
※回数が少ない場合は1回あたりの利用料となります。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などに日帰りで通い、食事・入浴などの介護や支援、生活機能向上のためのリハビリが受けられます。

●自己負担金のめやす【1回】

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴などの加算があります。
※食費、日常生活費は別途負担があります。

【通常規模の事業所】
（6時間以上7時間未満の場合）※送迎を含む

要介護1～5	715円～1,290円
--------	-------------

【要支援の人は月単位の定額制】

※送迎・入浴を含む

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円



居宅での暮らしを支えるサービス

住宅改修費の支給

自宅の小規模な改修に対して、改修費の7割～9割相当額が支給されます。
事前（着工前）と事後（完成後）にそれぞれケアマネジャー等を通じて市へ申請する必要があります。
すでに着工した改修、完成した改修は対象になりませんのでご注意ください。

【対象となる改修】

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③引き戸等への扉の取替え
- ④洋式便器等への便器の取替え
- ⑤滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ⑥上記①～⑤の改修にともなう必要となる工事

【支給限度額】 ひとり20万円を上限にその7割～9割が後日支給されます。

特定福祉用具購入費の支給

指定を受けた事業者から購入した福祉用具購入費の7割～9割相当額が
支給されます。領収書等を添付し、市へ申請する必要があります。

【対象となる用具】

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分
- ⑦固定用スロープ
- ⑧歩行者（歩行者を除く）
- ⑨単点杖（松葉杖を除く）
- ⑩多点杖

◆⑦⑧⑨⑩は貸与も可能です。

【支給限度額】 ひとり10万円を上限にその7割～9割が後日支給されます。

居宅での暮らしを支えるサービス

福祉用具の貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルできるサービスです。

【対象となる用具】

- ①車いす
- ②車いす付属品
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品
- ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり
- ⑧スロープ
- ⑨歩行者
- ⑩歩行補助つえ
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑬自動排泄処理装置

- ◆①②③④⑤⑥⑪⑫は、原則として要介護2～5の人が保険給付の対象となります。
- ◆⑧⑨⑩は購入も可能です。
- ◆⑬は、原則として要介護4・5の人が保険給付の対象となります。



短期入所生活介護（ショートステイ）

家族が一時的に介護できなくなった場合、介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活の支援などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】

介護老人福祉施設（ユニット型個室）の場合

要介護1～5	746円～1,028円
要支援1～2	561円～681円

※食費、滞在費、日常生活費等は別に必要です。

短期入所療養介護（ショートステイ）

家族が一時的に介護できなくなった場合、介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもとで日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】

介護老人福祉施設（ユニット型個室）の場合

要介護1～5	836円～1,056円
要支援1～2	624円～789円

※食費、滞在費、日常生活費等は別に必要です。

次の3つのタイプから選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

介護老人福祉施設 （特養、地域密着型特養）

認知症や介護度が重く常時介護が必要で、自宅では生活が困難な人が対象の施設です。

介護老人保健施設

病状が安定し、在宅復帰できるよう、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。

介護医療院

急性期の治療が終わり、病状が安定しているものの、長期間の療養が必要な人が対象の施設です。

自己負担金のめやす（1割負担の場合）

施設の種類	月額（自己負担）
介護老人福祉施設	8.1万～12.8万円程度
介護老人保健施設	8.3万～13.0万円程度
介護医療院	8.9万～14.0万円程度

施設サービスでは1割～3割の利用者負担のほかに、食費と居住費がかかり、1月あたりの負担額は左記のようになります。

地域密着型サービス（原則として氷見市の住民（※）のみが利用できます。）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。（要支援1の人は利用できません。）



●自己負担金のめやす【1日】

要介護1～5	765円～859円
要支援2	761円

※このほかに滞在費、光熱費、食費、日常生活費、おむつ代などは全額自己負担となります。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



●自己負担金のめやす【1か月定額制】

要介護1～5	10,458円～27,209円
要支援1～2	3,450円～6,972円

※このほかに滞在費、光熱費、食費、日常生活費、おむつ代などは全額自己負担となります。

認知症対応型通所介護（認知症デイ）

認知症の人などが日帰りで施設に通い、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などが受けられます。



●自己負担金のめやす【1日】

【単独型の場合】（7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5	994円～1,427円
要支援1～2	861円～961円

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

地域密着型通所介護（小規模デイ）

定員18人以下の小規模な通所介護施設に日帰りで通い、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などが受けられます。

●自己負担金のめやす【1日】 （7時間以上8時間未満の場合）

要介護1～5	753円～1,312円
--------	-------------

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的に、または連携しながら定期的な巡回や随時の対応を行います。

●自己負担金のめやす【月額】 （訪問看護サービスを行わない場合）

要介護1～5	5,446円～24,692円
--------	----------------

※訪問看護サービスを行う場合は、単価が異なります。



（※）氷見市に転入した日から3か月を経過していない人を除きます。